

令和2年度近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部会議 <第1回>
議事概要

令和2年10月2日

近畿中国森林管理局
コンプライアンス推進本部

1. 開催日時

書面による開催

2. 場 所

書面による開催

3. 出席者

(本部長) 近畿中国森林管理局 山口 琢磨 局長

(本部員) 小柴学司 公認会計士・税理士

福田 正 弁護士

藤田充也 弁護士

横田直和 関西大学法学部教授

(近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会委員)

近畿中国森林管理局 平野均一郎 次長 ほか11名

4. 議 事

(1) 推進本部の事務局から次の事項等が書面により報告・説明された。

- ・コンプライアンス推進行動計画に基づく取組状況
- ・令和2年度 第1回推進本部巡回指導（キャラバン）実施結果
(局・署等職員への身近で起こり得る事象を事例にしたケーススタディの実施及び職員との意見交換)
- ・令和2年度 第2回推進本部巡回指導（案）

(2)本部員からは、次のような意見が出された。

- ・キャラバンの重要性を考慮するとWebではなく、対面式で行ったのは良かった。対面式は、多少、出席率が下がっても効果的だと考える。

- ・ミスが多いのは不良品で顧客には出せないものであり、専門業務のプロとしては、一定の水準に達した高品質のものを提供する使命がある。ミスがあるのはこの使命に反し恥ずかしいことである、という高い意識を常に職員に持たせることも大事ではないか。

- ・質問の書面での受付、回答は、やりとりが明確に記録化され、言った言わないというトラブル防止に役立つものである。また、職員の業務の適正を担保する「自己の身を守る」、「組織を守る」という観点からも重要である。その真の意図する狙いは何なのかを理解しないまま、マニュアルにあるから仕方なく書面でやる、という意識で執務していると、いずれ危ない目にあう。

- ・一度非違行為に加担すると、それが負い目となり、その事実を告げられたくないという思いから次の非違行為の誘いを断れず、非違行為を繰り返すうちに違法性の意識が薄れ、非違行為がどんどんエスカレートするというのが通常の経緯である。事例で職員Aが一線を越えたのは、甲社の社員が同席することを知りながら先輩OBから誘われた飲食に参加し、自己の飲食代を支払わなかった（接待を受けた）時と考えるべきであり、この時に「一線を越えた」と認識できなかったことが問題である。

- ・損害賠償を求められるケースについて、理解できていない職員が多いように思うので、今後の研修に取り入れてはどうか。大きな損害賠償に発展する可能性があれば、コンプライアンス違反の歯止めになると考える。

- ・職員が事業関係者と友人関係となることは当然にあり得るので、職員と事業関係者といった大きな括りではなく、事業関係者の立場を明確にして議論ができるようにするのが適当ではないか。